

WBCSD レポート勉強会 における議論のサマリー

一般社団法人 グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン
バリューチェーン・マネジメント部会（2026 年 9 月）

～はじめに～

近年、激甚化・頻発化する自然災害は、経済活動や生活基盤を揺るがす「現在進行形の危機」となっています。グローバルなバリューチェーンのあらゆる結節点で生じる損害は、累積的に深刻な財務リスクへと転換されます。物理的リスクへの対応はもはや将来の課題ではなく、企業価値そのものに関わる重要な「経営テーマ」となっています。

その対応に向けて、持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）は、2025 年 9 月に 2 つの重要なレポート「物理的リスクに先手を打つ（Getting Ahead of Physical Risk）」および「バリューチェーンにおける物理的リスクとレジリエンス（Physical Risk and Resilience in Value Chains）」を発刊しました。

GCNJ 会員である地球環境戦略研究機関（IGES）と SOMPO ホールディングスは、それらの日本語翻訳版を共同で作成し、2026 年 3 月に発表しました。また、翻訳に当たっては、日本の WBCSD タスクフォースに多大なる協力をいただくとともに、GCNJ バリューチェーン・マネジメント（VCM）部会のメンバー 2 名が翻訳レビューを担当しました。

これを受けて、VCM 部会では SOMPO ホールディングス／損害保険ジャパンの担当者とともに、4 回にわたり 2 つのレポートの勉強会を重ねてきました。本報告はそこでの議論のサマリーを掲載しています。

第 1 回：2026 年 7 月 13 日（月）：物理的リスクの脅威とバリューチェーンの特定

第 2 回：2026 年 7 月 29 日（水）：測定とレジリエンス戦略の策定

第 3 回：2026 年 8 月 6 日（木）：実行・モニタリングと報告・開示

第 4 回：2026 年 8 月 27 日（木）：4 つの「推進要素」

二つのレポートの日本語版詳細については、[こちらのお知らせ](#)（IGES ウェブサイト）をご参照ください。

第1回テーマ：物理的リスクの脅威とバリューチェーンの特定

1. 「物理的リスク」の定義と評価範囲に関する論点

- **労働生産性の急激な低下と従業員のウェルビーイング：**
近年欧州で見られる激しい熱波（数千人規模の死者）など「高温リスク」は、従業員の生命や労働継続性に直接関わる。従業員の健康被害やウェルビーイングの毀損は、業務、戦略、最終的には財務へとドミノ倒しのように波及するため、現代の物理的リスクの主軸として「人（社員）への影響」を考慮する必要がある。
- **日本特有のリスク（地震）の反映：**
WBCSD のレポートはグローバルな視点から「風水災」に焦点を当てたものが多い。しかし、日本企業がバリューチェーンのレジリエンスを実務（評価モデル）に落とし込む上では、CO2 排出量とは直接関係なくとも、切っても切り離せない「地震リスク」の反映が不可欠である。
- **「気づいていない領域（死角）」の意識：**
自社資産、バリューチェーン、システムの3段階に加え、あらかじめ「まだ見えていない・気づいていない領域（死角）」を思考の4段階目として組み込んでおくアプローチが有効である。（詳細はVCM 部会作成の「VCM アクションガイド」参照のこと）

2. クリティカルノード（重要な結節点）の特定と経営戦略

- **クリティカルノードの多様な定義：**
「シングルサプライヤーだから重要」という画一的な捉え方だけでは不十分である。脱炭素の観点から「CO2 排出量が最も多い取引先」をクリティカルノードに設定することもあれば、企業の供給モデルがジャストインタイム（JIT）か、あるいはジャストインケース（JIC）かによって必要在庫が異なるため、その設定自体が変化する。自社にとっての「本質的な重要性」を定義することが極めて重要である。
- **地政学リスク・調達戦略との紐付き：**
グローバル化の転換期において、「どの国と付き合い、どの資源を使うか」は企業ごとに戦略が分かれる。特定原材料の主要産地が地政学的リスクを抱える国である場合、ビジネスモデルや原材料そのものの切り替えが必要になる。全体システムを把握することと、自社のクリティカルノードをどこに「決定」するかは、経営戦略の意志決定プロセスそのものである。

3. 企業規模と「システムレベル」への対応格差、および公共財の必要性

- **企業規模による対応力の格差と協働の必要性：**
国家レベルの巨大な経済規模を持つグローバル企業であれば、インフラや地域社会といった「システムレベル」まで配慮・貢献する責任と余力がある（実際に街づくりや地域の復旧、南アフリカでの感染症対策など、広範な社会貢献が結果的に自社サプライチェーンの早期復旧という事業価値に繋がっている好例がある）。しかし、売上 1,000 億円規

模、あるいはそれ以下の中堅・中小企業に対し、システムレベルへの対応を同様に求めるのは現実的に不可能である。他方で、システムへの対応は地元自治体や JICA などの国際協力機関等との協働により地域のレジリエンスを高めるといった対応の重要性も強調された。

- 「公共財」としてのシステムナレッジの提供：

WBCSD やダボス会議のような公共的なプラットフォームが大企業から資金を集め、そこから得られた「リスクシステムの複雑な絡み合いに関する一般的知見」を、余力のない中小企業も使えるように「公共財」として提供すべきであるという指摘がなされた。

4. サプライチェーンの構造と業界におけるルールメイキング

- 大企業による「合成の誤謬」の防止と標準化：

完成車メーカー（OEM）や IT・データ分野の大企業など、産業の頂点に立つ企業がシステムをリードし、標準的な対応の枠組みを作らなければ、その下にいるティア 1、ティア 2 企業は翻弄されてしまう。各 OEM や主要取引先がバラバラなアプローチ（環境対応、化学物質規制対応、半導体供給対応など）をとると、下請け企業の作業負荷は取引メーカーの数だけ倍増する。これは極めて非効率であるため、業界団体などを通じて大企業が「下請けに配慮した業界標準ルール（公共財）」を構築することが重要である。

- ジャストインタイム（JIT）の実務的な変化：

効率優先の JIT モデルはリスクと隣り合わせとされるが、実務上は変化してきている。部品ごとに「何がクリティカルか」を合理的に整理し、在庫日数、量、拠点の地域などを掛け算で特定化する高度な仕組み（遊びを持たせたりバイズド JIT など）へと移行しつつある。

5. サプライチェーン深層における協働と、取引上の法令リスク

- 深層におけるサステナビリティ対応の限界：

サプライチェーンを遡るほど企業規模は小さくなり、日々の生産・経営維持で手一杯である。そのため、大企業側からサステナビリティに関するトレーサビリティ情報の提供や協力を求めても、実質的に無下に断られるケースが多い。

- 下請法等の法令抵触（サステナビリティハラスメント）への懸念：

大企業が「サステナビリティへの協力」という建前を使いながら、事実上の対応義務化や強要を行うことは、昨今の中小企業取引に関する法令（下請法など）に抵触する恐れがある。大企業にとってサステナビリティへの取り組みは「企業価値向上」などのメリットがあるが、深層の中小企業にとってはメリットが見えづらく、義務化による負担だけが先行する。中小企業との「真の協働・取引のあり方」は、真剣に考えなければならない。

6. 「コスト」から「投資」への転換と、統合的リスクマネジメント（ERM）

- コストではなく「将来の投資」としての定量的評価：

過去の災害（タイの洪水、パンデミック等）の教訓が、喉元を過ぎると風化して議論が

停滞してしまうサイクルをどう打破すべきか。経営者がこれを「業務リスク」ではなく「戦略・財務リスク」として捉え、対応に必要な資金をコストではなく「将来への投資」と認識するためには、定量的な効果が可視化される必要がある。

ファイナンスの立場からも、物理的リスクに対応することで「資本コスト（株主資本コストや負債コスト）が下がる」というメリットを具体的な数値として提示できないと、経営陣の意思決定を動かすロジックとしては弱い。

- **組織の縦割り打破（ERM の不全）：**

日本企業はリスクを横断的に統合管理するのが不得意である。自然災害は「総務部」、レピュテーションは「広報部」、従業員の労務は「人事部」というように完全に縦割り処理されており、CRO という役職があっても機能していないケースが多い。全社的な経営判断に直結する組織横断のリスク委員会などが、形骸化せずに実務へ落とし込めるかが今後の課題。

7. 推進体制（CRO・社外取締役・開示に伴う不利益）

- **CRO に求められる資質の変化：**

かつてのような法務・総務系役員の兼任では対応できなくなっている。IT インフラ、情報セキュリティ、およびグローバルサプライチェーンの実務全般を経験し、現場の「実務を語れる」人間でなければ、現在の高度な CRO は務まらない。

- **リスクアプローチの有効性と社外取締役の役割：**

経営陣は「リスクアプローチ（リスクベース）」でないとなかなか動かない現実がある。そのため、ボードメンバー（取締役）が自社リソースを適切に配分するためのスタートポイントとして、今回のレポートのように「リスク」をトリガーにした具体的なステップを提示することは極めて有効である。また、この物理的リスクを単なる脅威ではなく「機会（オポチュニティ）」に変えるために、社外取締役の役割（外部団体への働きかけ等も含めた、経営の根幹からの本業アプローチ）が日本企業においては極めて大きくなっている。

- **物理的リスク可視化と「財務影響開示」のジレンマ：**

企業の物理的リスクを詳細に可視化し、財務的な影響を公にしまうと、かえって投資家の懸念ののではないか、という実務家からの強い懸念の声がある。こうした懸念が企業の開示への後ろ向きな姿勢（開示控え）を生んでいるため、できるところから段階的に開示を進めるプロセスの必要性や、そのメリットについて丁寧に説明していくアプローチが今後不可欠である。

第2回テーマ：測定とレジリエンス戦略の策定

1. 三次的影響とシステムリスクの範囲

- **通常想定するシステムを超える影響：**

気候変動では、通常想定するシステムの範囲を超え、ティッピングポイントを越えたりリスクも問題となる。ハンドブックの「システム全体レベル／三次的影響」が、こうしたシステムリスクまでどの程度含むのかを確認する必要がある。

2. クリティカルノード選定後に「何を測定するか」

- **結節点のリスクと自社への影響の区別：**

サプライヤーの工場等について、その結節点自体が被災する可能性を測るのか、結節点が停止した場合に自社へ生じる影響を測るのかを区別する必要がある。特に二次的・三次的影響は、測定対象を定めること自体が難しい。

- **数値化しにくい依存関係：**

一次的影響は比較的可視化・定量化しやすい一方、二次的影響では、サプライチェーンのどこまでを把握し、影響をどう定量化するかが難しくなる。特定の技能、すり合わせ能力、職人、取引先との信頼関係等は数値化しにくく、簡単に代替できないため、これらを含めて管理する手法が必要である。

3. 財務的影響の算定上の限界

- **精緻な算定ができない現状：**

サプライチェーン全体のエクスポージャーを把握し、金銭価値へ置き換えられている企業は限られる。停止期間や波及範囲を精緻に把握できず、事業中断額が従業員給与等の単純な前提で置かれている例もあるため、算定の前提と限界を明確にする必要がある。

4. リスクの可視化とリスクファイナンスの設計

- **回避・低減を先行させながら、資本コストとエクスポージャー低減の両立を実現：**

想定リスクのすべてを保険のみで移転できるわけではない。まずハザードとの対比を通じてリスクの回避・提言（最小化、回復・再生）を先行して行い、その上でなお残存するリスクに対して保険移転や自己資金の保有等による適切な財務手当を講じる必要がある。このような取り組みを通じて資本コストとエクスポージャー低減を行うことが重要である。

- **可視化できないリスクは保険に転換できない：**

企業が自社のサプライチェーンへの依存度を把握できなければ、保険会社も料率や引受条件を設定できない。偶発的事業中断保険が十分に普及していない背景には、取引先の途絶による影響を可視化できないという問題がある。

- **保険市場だけでは巨額リスクを引き受けられない：**

特定地域への機能集中等によって損失が巨額となる場合、保険市場が提供できる補償額には限界があり、全額を保険で賄うことはできない。

- **複数の手段による財務的な備え：**

保険会社が引き受けられる部分には限界がある可能性を踏まえ、保険以外の手段との組合せも含めて、企業と保険会社が共同で仕組みを開発する必要がある。伝統的な保険、パラメトリック商品、キャットボンド等の資本市場、手元資金等を組み合わせ、被災後の復旧に必要な財務手当を設計する必要がある。

5. レポートの意義と限界

- **レポートの意義：**

個社が物理的リスクを金銭的価値に置き換えることは、自社への影響を社内の共通言語として捉える第一歩となる。同じ物理的事象でも、工場、重要機能、取引先の集積状況によって企業への影響は異なるため、金銭的影響を可視化することで、対応の必要性や優先順位を部門横断で議論しやすくなる。また、本ハンドブックは、物理的リスクを企業戦略や財務に関わる経営課題として示し、経営層に取り組みを促す点に意義がある。

- **レポートの限界：**

一方、ガバナンス、戦略、評価・モニタリング、報告・開示という考え方自体は、ERM等で以前から示されてきた。それにもかかわらず、企業実務への落とし込みが進んでいないことに、より注目する必要がある。ハンドブックが経営層の認識を促しても、それだけでは、企業が取引先に何を確認すべきか分からないことや、取引先が複数企業から異なる質問・データ形式を求められるといった実装上の課題は解消されない。

- **共通項目・標準様式による実装支援：**

地域、製品、操業停止期間、固定費等の共通項目と、毎年更新して複数の取引先へ提供できる標準的な様式があれば、企業と取引先双方の負担を減らし、金融・保険会社による財務リスクの推定にもつなげられる可能性がある。

6. 個社を越えた連携と共通基盤

- **行政の戦略・ガイドラインの役割：**

企業単独では制御できない課題について、行政の戦略やガイドラインは、取引先と共同で取り組む際の拠り所となる。規制でなくても、真摯に取り組む企業が不利益を受けない環境を整える意味がある。

- **主導主体と費用負担：**

バリューチェーンやシステムレベルのレジリエンスでは、誰が主導し、誰と協力し、費用をどう負担するかが難しい。企業間だけでなく、地域の自治体等とも対話する場が必要である。

- **データ・システムの共有：**

Scope 3と同様に、各社がデータを入力し、バリューチェーン上のリスクを共有するシステムやシミュレーションが必要である。一方、Scope 3でも同様の仕組みづくりは難しく、物理的リスクにおいても実装方法を検討する必要がある。

第3回テーマ：実行・モニタリングと報告・開示

1. 実装ロードマップと日常業務（既存施策）への統合

- **個別の足し算から「可視化」への転換：**企業は既にBCP、調達先の多様化、設備対策、保険等の取り組みを行っているが、部門ごとに分断され物理的リスク評価と紐付いていないケースが多い。新施策を追加するだけでなく、既存施策を1つのロードマップ上に置き、「どのクリティカルノードの、どのリスクを低減するか」を構造化・可視化することが重要である。
- **ロードマップの作成・運用主体（縦割りの克服）：**現場主導は具体性が高まる反面で負荷が大きく部分最適化しやすく、本社主導は実態から乖離し「やらされ感」を生むリスクがある。本社横断機能がマスターロードマップの統合管理を担い、現場が施策・予算・KPI・結果責任を持つなど、各社に適した役割分担の整理が求められる。

2. 意味のあるKPIの設定と評価方法の確立

- **KPIの段階的発展：**対策の「実施状況（進捗）」を追う初期段階から、想定停止期間の短縮やリスクレベルの低減といった「リスク低減効果」、さらには「回避された損失費用」等を包括的に捉える高次のKPIへと発展させていく必要がある。
- **レジリエンス投資の定量評価の難しさ：**経営判断や投資促進においては「いくら投資すればどれだけリスクが低下するか」の定量的説明が重要となるが、算定方法の標準化が進んでおらず高い精度での評価が難しいことが課題として挙げられた。

3. 情報開示のジレンマと「情報公開戦略」の重要性

- **開示に伴うリスクと不利益：**クリティカルノードやサードティアのサプライヤー等を詳細に開示することは、機密情報の流出や取引先・自社のレピュテーションリスク、さらには未確定リスクに対する懸念を招く恐れ（開示のジレンマ）がある。
- **目的に応じた「情報公開戦略」の必要性：**法定開示（有価証券報告書等）と幅広い情報公開では目的・原則が異なる。外部からの要求情報をそのまま出すのではなく、「誰に、何のために、何を出すか」という情報公開戦略を企業自身が持つことが不可欠である。
- **管理状態の区別と段階的開示：**既に対策・リスク移転などによって積極的に管理しているリスクと、モニタリング中・戦略的保留中のリスクを明瞭に区別して示すことや、一朝一夕に完全形を目指さず段階的に透明性を高めるアプローチが有効である。

4. シングル・マテリアリティとダブル・マテリアリティの整理

- **実務の入り口としてのシングル・マテリアリティ：**本ハンドブックは自社への財務インパクトを測定・説明を重視している。この「シングル・マテリアリティ」を中心にしたアプローチは、企業実務の入り口や社内・CF0との合意形成としては取り組みやすい。
- **ダブル・マテリアリティへの拡張と二重作業の懸念：**サステナビリティ分野と会計・財務報告では「マテリアリティ」の概念が異なる場合があり、両者の接続が必要である。また、欧州ダブルマテリアリティを前提とした制度や投資家の視点も存在するため、シ

ングルからダブルへの段階的アプローチでは二重作業になるリスクも指摘された。企業の事業地域やステークホルダーを踏まえ、両視点の組み込み方を検討する必要がある。

5. 企業の実務環境とリーガルリスクを踏まえた開示の慎重化

- **開示姿勢の慎重化（訴訟・コンプライアンスリスク）：** 欧州企業においては、積極的な情報開示を行った結果、実行できなかった際の法的責任やグリーンウォッシュ批判・訴訟リスクが高まっており、CFO の関与のもとで開示範囲を法的に必要な最低限に留める慎重な動きも見られる。
- **バリューチェーンとサプライチェーンのギャップ：** 本来は製品・サービスの使用・廃棄等も含めた「バリューチェーン」全体を俯瞰すべきであるが、現実の実務対応としてはサプライヤーを中心とした「サプライチェーン」にフォーカスが集まりやすい実態がある。

6. CXO の役割・ミッションと評価・インセンティブ制度への反映

- **実質的な役割の定義と評価制度への組み込み：** 企業内に CXO（CFO, CRO, CSO 等）という名称が存在していても実質的な横断連携が機能していない場合がある。CXO や事業部門のミッションとしてレジリエンス対応を明文化し、評価制度や報酬・インセンティブ構造へ反映させることが実務推進のカギとなる。

7. 弱い主体（サプライヤー）への配慮と「公共財」としてのルールメイキング

- **サプライヤーへの負担偏重の回避：** サプライヤー側へ情報提供や対策要求ばかりを求めると負担が偏重し、取引条件悪化の懸念等が生じる。大企業側は費用・便益の共同負担、技術・資金の能力構築（キャパシティビルディング）を支える視点が不可欠である。
- **「公共財」としての産業別ツールの整備：** 中小企業等がゼロからリスク分析・対応を行う負担を軽減するため、業界・産業ごとの代表的なリスクや共通ツールを整理・提供し「公共財」化していく取り組みが考えられる。

第4回テーマ：4つの「推進要素」

1. プロテクションギャップへの構造的アプローチと「パンドラの箱」の回避

- **巨大リスクと保険引受限界（プロテクションギャップ）：**
大規模自然災害等が発生した場合、企業によっては物的損害と利益損害の合計（エクスポージャー）が数千億円規模に達するケースがある。一方で、保険業界全体が引き受けられる補償額はその10%程度にとどまることが往々にしてあり、重大なプロテクションギャップが存在する。
- **開示における「パンドラの箱」問題と解決策：**
単に粗い試算によるリスク額（エクスポージャー）のみを単体で開示すると、市場や取引先に過度な懸念を与えかねない。企業としては、リスクの正確な可視化と低減措置、手元資金やリスク移転等の財務手当てを一体として整理した上で、レジリエンスの確実性を論理的に説明する「建設的な市場・対話戦略」へとつなげることが重要。
- **過度な恐れを防ぐ世論・環境形成：**
透明性を高めた結果として投資家や金融機関が過度に恐れて資金を引き上げることがないよう、ベストエフォートとしての可視化やリスク分散、残余リスクへの合理的な対応構造を評価・受容する市場環境や世論の醸成が重要となる。

2. レジリエンス推進における「4つの主要要素」の実務適用

レジリエンスの構築・維持に向け、パネルディスカッションや社内対話で活用できる「4つの推進要素」のフレームワークが整理された。

- **①ガバナンス（社内横断体制）：**
リスク管理、環境、財務、業務（事業戦略・BCP）、調達等の各部門が縦割りを排して部門横断組織を構築し、取締役会や最高意思決定層が適切な資源配分を判断できる材料をタイムリーに報告・提示できているかが問われる。
- **②データとツール（基盤整備）：**
意思決定のベースとなる社内外のデータ収集（外部データアクセス含む）および分析ツール（ダッシュボードやインタラクティブな地図）が整備されているか。特に発展途上国のサプライヤーデータの品質確保やTier2以降のデータ追跡が実務上の課題となる。
- **③能力（ケイパビリティ構築）：**
データやリスク情報を正しく評価・分析し、適切な経営判断を下せる人材・組織の能力を平時から研修や投資によって高めておく必要がある。
- **④連携（バリューチェーン内外との協働）：**
一社単独での対応には限界があるため、サプライヤー、顧客、同業他社、業界団体、行政、地域社会（自治体やNPO等）など、同じ課題を共有する外部アクターと連携して共同アクションを起こす体制が不可欠である。

3. サプライチェーン可視化の限界と「クリティカルパス」の選択

- **Tier N 追跡の現実的ソリューション：**

サプライヤー（Tier N）の徹底調査・マッピングを行う先進事例（トヨタ自動車等）は存在するものの、膨大な時間・費用・人的リソースを要するため、他企業がそのまま模倣することは困難である。

- **「選択と集中」による絞り込み：**

全方位の追跡を目指すのではなく、自社にとって「ここが停止すると事業継続が不可能になる」という確率と財務インパクトの高い「クリティカルパス／クリティカルノード」を絞り込み、そこに注力・投資するやり方が現実的かつ合理的なアプローチとなるのではないか。

- **業界・セクターごとの構造的差異：**

サプライチェーンの形態は産業セクターごとに全く異なるため、他社の標準アプローチに過度に囚われることなく、自社の事業構造や優先リスクに合致した追跡方法を選択することが求められる。

4. 既存インフラ・環境政策の活用と「戦略的連携」のあり方

- **外部評価機関・既存プラットフォームの活用：**

自前で全ての調査・情報収集を行うことが困難な場合は、既存の共通評価インフラ（例：EcoVadis）を活用し、自社およびサプライヤーの調査負担を軽減する視点が実務上重要である。

- **行政ガイドライン等を機軸とした対話の定着：**

環境省の「ネイチャーポジティブ調達実践ガイド」等、行政から出される各種ガイドラインを対話の好機と捉え、サプライチェーンを見に行く慣習づくりや中小企業の BCP 強化につなげることが有効である。

- **他社連携における「戦略的非連携」の視点：**

他社・他業種との共同 BCP 体制は強力な解決策となる一方で、人・資金・時間の継続的負担や「自社の競争上の優位性（独自性）」を保つ観点から、あえて単独対応を選択する「戦略的非連携」という判断もあり得る。連携事例を深掘する調査を行うことは一案。

5. GCNJ・VCM 部会が果たすべき役割

- **市場・世論への適切な働きかけと場づくり：**

10月2日のオンラインセミナー等を活用し、単にリスクを恐れるのではなく、企業のレジリエンス対応や残余リスクの財務構造を市場・社会が正しく評価・受容するための世論形成や対話の場を提供する。

- **オーディエンス・各社への問いかけ（ツール）提供：**

セミナーでは、レジリエンス推進の「4つの要素（ガバナンス・データツール・能力・連携）」を整理した質問フレームワークなどを通じ、各企業が社内での議論や意思決定を促進するためのお土産（判断軸）を提供する。

2026 年 9 月発行

〈担当・サマリー作成〉

第 1 回：小野田真二（公益財団法人地球環境戦略研究機関）

第 2 回：佐々木睦実（ナブテスコ株式会社）

第 3 回：日下部奈々（ソフトバンク株式会社）

第 4 回：金田晃一（株式会社 NTT データグループ）

〈免責事項〉

本資料は、企業がバリューチェーン・マネジメントを実践するにあたっての、参考情報の提供を目的にしたものです。本資料の内容は、勉強会参加者の見解に基づくものであり、GCNJ 事務局がその内容の正確性・合法性・適時性等を保証するものではありません。本書の内容に依拠して行われた行為または不作為により生じた一切の損害について、GCNJ およびその構成団体、メンバー、従業員、代理人は、いかなる責任も負わないものとします。

〈注意事項〉

本資料は、GCNJ 加盟企業に問わずご利用いただけるものとしており、ご利用に際して GCNJ やそのメンバーに対する特段の断りは不要です。各組織・企業の責任の下でご利用いただき、営利目的での使用、無断転載、販売等は固くお断りします。なお、本資料を引用していただく際には、必ず出典を明らかにしていただきますようお願いいたします。